

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地					
町田調美容専門学校		平成13年11月30日		中溝 京子		〒194-0021 (住所) 東京都町田市中町2-10-24 (電話) 042-725-0446					
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地					
学校法人 榎本学園		昭和53年7月1日		理事長 榎本 雄文		〒194-0021 (住所) 東京都町田市中町1-13-1 (電話) 042-720-4826					
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度		
衛生	美容専門課程		美容学科		平成16年2月27日文部科学省告示第17号				平成27年度		
学科の目的		美容分野の実務に関する技術・知識・技能を教授し、職業に必要な実践的な能力を持つ美容師の育成を目的とする。									
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		【取得可能な資格】(②～⑨は任意) ①美容師国家試験受験資格、②介護職員初任者研修 ③ネイリスト技能検定3級 ④ジェルネイル技能検定初級 ⑤ジェルネイル技能検定中級 ⑥プロフェッショナルメークアップアーティスト検定 ⑦パーソナルカラー検定3級 ⑧パーソナルカラー検定2級 ⑨まつエクジャパニーズベーシック検定									
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技		
2	昼	※単位時間、単位いずれかに記入	67 単位		19 単位	2 単位	46 単位	単位	単位		
生徒総定員	生徒実員(A)		留學生数(生徒実員の内数)(B)		留學生割合(B/A)		中退率				
160 人	135 人		0 人		0 %		22 %				
就職等の状況	■卒業者数(C) : 54 人										
	■就職希望者数(D) : 50 人										
	■就職者数(E) : 50 人										
	■地元就職者数(F) : 50 人										
	■就職率(E/D) : 100 %										
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 100 %										
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 93 %										
	■進学者数 : 0 人										
	■その他										
	就職活動中 4名										
(令和 7 年度卒業者に関する令和8年5月1日時点の情報)											
■主な就職先、業界等 (令和7年度卒業生) 美容サロン、マツエクサロン、ネイルサロン 等											
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体 : 受審年月 : 評価結果を掲載したホームページURL										
当該学科のホームページURL	https://www.enomoto.ac.jp/biyou/										
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)										
	総授業時数										単位時間
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数										単位時間
	うち企業等と連携した演習の授業時数										単位時間
	うち必修授業時数										単位時間
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数										単位時間
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数										単位時間
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)										単位時間
	(B: 単位数による算定)										
	総単位数										67 単位
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数										5 単位	
うち企業等と連携した演習の単位数										2 単位	
うち必修単位数										19 単位	
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数										4 単位	
うち企業等と連携した必修の演習の単位数										2 単位	
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)										1 単位	
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)										8 人
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)										1 人
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)										1 人
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)										人
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)										人
	計										10 人
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数										7 人

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

「社会人としての礼儀作法が身についた感性豊かな美容師の養成」という本校の目的を達成するために、企業等の求める人材育成すべく、主として授業内容・方法の改善を目的として、教育課程編成委員会の開催、個別にヒアリング・意見交換等による企業との連携を推進する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

実践的かつ専門的な教育を実践するため、企業等との連携を通じて必要な情報の分析・把握を行い、教育課程の編成に役立てることを目的とし、本校教職員と企業関係者等の外部委員にて構成する。企業関係者等の外部委員からの指摘等、委員会での議事内容を校内の主任会、職員会議等で共有、再協議し、カリキュラム・授業内容の改善を行う。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和8年7月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
鈴木 則子	東京美容師会会長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	①
河島 健	一般社団法人 一生美容に恋する会 代表理事	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	②
長谷川 雅一	株式会社エムエイチ 代表取締役	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	③
中溝 京子	町田美容専門学校 校長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	
高橋 竜二	町田美容専門学校 副校長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	
倉本 めぐみ	町田美容専門学校 事務	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「－」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(9月、3月)

第1回 令和7年7月18日 16:00～17:00

第2回 令和8年3月18日 14:00～15:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

企業等の外部委員からのコメントを反映させ、今年度のカリキュラムを作成した。

学生にとって有益な授業を意識すると共に、「国家試験対策」の充実と強化については、基礎学力強化のために様々な工夫を継続検討課題。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

「社会人としての礼儀作法が身についた感性豊かな美容師の養成」という本校の目的を達成するために、企業等の求める人材を育成すべく、主として授業科目の開設や、授業内容・方法の改善を目的として、教育課程編成委員会の開催、個別のヒアリング・意見交換等による企業との連携を推進する。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

- ・実習前に学内の担当教員と実習講師で実習内容や学修成果の評価方法。評価指標を定める。
- ・学外での実習期間中は、学生の実習実施状況や能力修得状況を定期的に把握できるよう相互に情報交換を行う。
- ・実習修了時には、実習の講師による学生の学修成果の評価を踏まえ、担当教員が成績評価・単位認定を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
美容実習	インターンシップ	美容産業のニーズに対応できる人材を育成する為に、美容の現場を実習体験する。	(株)オブ・ハーツ、(株)ケンジ (株)アッシュ、(株)dot tokyo (株)パナシェ 他
美容実習	企業から講師を招聘	職業意識の涵養、モチベーションの向上を図るべく、第一線で活躍する講師から、プロの技術・心得を学ぶ。	オブヘアー 他
色彩学	企業から講師を招聘	色の世界の第一線で活躍する講師から、色のもつ力を共有し、自身及び周囲へ与える影響などを学ぶ。	色彩活用研究所(株)

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

教職員に対し、教育理念・目的を十分に理解させ、現在就いている職又は将来就くことが予想される職に係る職務の遂行に必要な知識、技能等を修得させることにより、その職務の遂行に必要な能力、資質等の向上を図る(榎本学園 教職員研修規程 第2条)。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 美容実技試験委員研修会	連携企業等: 理美容師試験研修センター
期間: 令和7年7月	対象: 美容実習教員
内容: 美容師国家試験に関する研修会	
研修名: ゼロテック講習会	連携企業等: 株式会社アリミノ
期間: 令和7年8月、12月	対象: 美容実習教員
内容: ゼロテック講習会及びディプロマ授与	

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 「美容技術理論・美容実習」担当教員資格認定に係る研修会	連携企業等: 日本理美容教育センター
期間: 令和7年6月	対象: 教職員
内容: 学識経験者による教育理論等教育分野及び専門分野について	
研修名: 美容学校での生成AI活用	連携企業等: 株式会社dott
期間: 令和7年10月	対象: 教職員
内容: 生成AIの知識習得と授業への活用	

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 美容実技試験委員研修会	連携企業等: 理美容師試験研修センター
期間: 令和8年10月	対象: 美容実習教員
内容: 美容師国家試験に関する研修会	
研修名: 東京都理美容研修会	連携企業等: 日本理美容教育センター
期間: 令和8年10月	対象:
内容: 企業関係者の講演及び美容技術披露	

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	ABEまつ毛エクステンション担当教員資格認定に係る研修会	連携企業等:	日本理美容教育センター
期間:	令和8年5月	対象:	教職員
内容:	学識経験者による技術研修		
研修名:	技術講習会	連携企業等:	日本理美容教育センター
期間:	令和8年8月	対象:	教職員
内容:	即戦力技術を要請施設の教育に生かすための技術講習		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

教育活動その他の学校運営について、社会のニーズ等を踏まえた目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さ等を自己評価し、その結果に基づく学校関係者評価を実施することにより、自己評価の客観性・透明性を高める、また、その結果を公表することにより、適切に説明責任を果たす。

学校関係者との連携により、学校としての組織的・継続的な改善を図り、よりよい学校づくりを推進する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念・目標
(2)学校運営	学校運営
(3)教育活動	教育活動
(4)学修成果	学修成果
(5)学生支援	学生支援
(6)教育環境	教育環境
(7)学生の受け入れ募集	学生の受け入れ募集
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	法令などの遵守
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

Wi-Fi 環境の整備を進めている。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和8年7月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
鈴木 則子	東京美容師会会長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	美容組合役員
河島 健	一般社団法人 一生美容に恋する会 代表理事	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	業界有識者
長谷川 雅一	株式会社エムエイチ 代表取締役	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	企業役員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ

URL: <https://www.enomoto.ac.jp/valuation.html>

公表時期: 令和8年11月1日(予定)

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

キャリア教育・職業教育をはじめとした教育活動の状況等について、企業等関係者に情報提供する ことで、実習、就職指導など企業等との連携による活動の充実や、業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善を図る。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校の概要、目標及び計画
(2)各学科等の教育	各学科等の教育
(3)教職員	教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育・実践的職業教育
(5)様々な教育活動・教育環境	様々な教育活動・教育環境
(6)学生の生活支援	学生の生活支援

(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金・就学支援
(8) 学校の財務	財務情報
(9) 学校評価	学校評価
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

ホームページ

URL: https://www.enomoto.ac.jp/pdfs/base_biyou_2026.pdf

公表時期: 令和8年6月

授業科目等の概要

美容専門課程美容学科 令和8年度入学生														
分類			授業科目名	授業科目概要	配当 年次・学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員 専 任	企業等との 連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実技・実習	校内	校外		
1	○		関係法規・制度	美容師の業務に関する衛生法規・制度及び消費者保護法規・制度について、正しい知識を習得しておかなければならない必要性を理解させ、併せて、公衆衛生を担う美容師の社会的責務、職業倫理について、自覚を促す。美容の業務に関する規定内容を正確に理解させるとともに、衛生法規が美容業を行う場合の指針として有する意義を把握させる。	1 年前期・2 年後期	30	1	○			○		○	
2	○		衛生管理	美容師にとっても欠かすことのできない公衆衛生の様々な知識を身につける。そして、環境が自然や人々の健康に及ぼす影響を知り、社会の一員として適切に行動できるよう学習する。また、不特定多数の人が利用する施設における衛生上の危害を防止する為、感染症の知識を学ぶ。また、感染を防止するための消毒法を学ぶ。	1・2 通	90	3	○				○		
3	○		保健	人体組織の名前や構造、機能、特に皮膚及び毛髪などの構造と機能を学ぶ。	1・2 通	90	3	○			○		○	
4	○		香粧品化学	美容の業務を安全かつ効果的に行うためには、正確な科学的知識や香粧品の適正な取り扱いが不可欠であることを理解させる。特に、基本原理についての理解とその応用能力とが、美容師にとって極めて重要な意義を持つものであることを理解させ香粧品の合理的な取り扱い方法に習熟させる。あわせて、香粧品による危害を防止するため	1・2 通	60	2	○			○		○	
5	○		文化論	ライフスタイルが多様化した現代において、価値観や美意識も多様化してきている。今までの歴史を振り返り、時代背景と生活スタイルや流行のデザイン等がどのように関わってきたかを学ぶことで今求められている「美しさ」の意味を知る。	1・2 通	60	2	○			○		○	
6	○		美容技術理論	技術にはその裏付けとなる理論が必ずある。理論を理解することで、技術が生きてくことを理解する。	1・2 通	150	5	○			○		○	
7	○		運営管理	美容をビジネスの観点から考察し、最新の美容業界の動きを入れつつ、サロン経営・運営に直結する講義を行う	1 年前期・2 年後期	30	1	○			○		○	
8	○		美容実習	美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を適宜組合わせて完成させる技術を習得させること。美容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身に付けさせること。個々の客の要望に応じた美容技術を確実に提供できるように総合的な技術の基礎を身に付けさせること。	1・2 通	900	30			○	○		○	
9		○	外国語	レッスンを通じて生徒のみなさんが世界の様々な国に対しての理解を広め、簡単な英会話を身につける	1 通	30	1	○			○		○	
10		○	ビューティフルライフデザイン	【福祉】美容業界で求められる福祉の基本的な知識と技術を学ぶ。【食と健康】毎日の食事が、現在と将来の自分の『健康』『美容』に深く結びついていることを栄養面と代謝の面から学ぶ。	1 通	30	1	○			○		○	
11		○	色彩・造形	パーソナルカラーの探し方や取り入れ方の方法、その基となる色彩学の基礎を学びます。カラーワークなど、実際に色に触れながら色彩感覚を身につけるとともに、実習を通して自分自身の似合う	1・2 通	60	2	△	○			○		
12		○	美容総合技術	基本的技術を基に、さらに発展させた高度な技術を身に付けさせるとともに、美容デザインの最新の国際的動向について学ばせる。常に新しい技術の吸収を怠らず、また自らも新しい技術の開発に努める姿勢を習得付けさせ、専門技術者としての心構えを	1・2 通	480	16			○	○		○	
合計						科目		67			単位			

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	規定の授業出席数に達していること、筆記試験、実技試験ともに規定以上の成績を収めること	1学年の学期区分	2期
履修方法：	登校の上、受講。美容実習のうち、一定時間は企業等での臨地実習。	1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。